平成２４年（フ）第１８４６号
愛知県東海市荒尾町金山278番地
破産者　光部　賢一
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０５号
愛知県清須市阿原鴨池79番地　Ｄ棟
破産者　北野　壮輝
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０６号
愛知県清須市阿原鴨池79番地　Ｄ棟
破産者　北野　知恵
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６２号
愛知県海部郡蟹江町大字今字二之坪55番地４、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町大字鍋蓋新田字チノ割207番地78
破産者　服部電器こと　服部　圭祐
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８８号
愛知県稲沢市稲島町州原2770番１　アトレ国府宮グレイシア209、開始決定時の住所名古屋市名東区文教台１丁目601番地　グリーンハイム402号
破産者　廣中　一博
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８４号
名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池806号、従前の住所名古屋市千種区仲田２丁目11番３号　アビタシオンローザ３Ｄ号
破産者　東佑夏こと　金　　安子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３３号
神戸市中央区山本通１丁目６番20号
破産者　髙橋　英二
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７０号
神戸市須磨区白川台２丁目44番地の23
破産者　松井　謙介
法定代理人保佐人　持田　俊介
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７３号
広島市東区光町２丁目９番28―702号
破産者　山縣　紀枝
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７５号
広島県山県郡北広島町有田3335番地２　石垣アパート１
破産者　谷口　修二
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
高知県高岡郡中土佐町久礼5246番地３、前住所高知県高岡郡中土佐町久礼5286番地１、前住民票上の住所高知県高岡郡中土佐町久礼5288番地２
破産者　谷脇　富士子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第５０号
大阪府高槻市上土室２丁目12番１―Ｂ１号、前住所高知県高岡郡四万十町香月が丘９番12号
破産者　山田　忠志
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県三潴郡大木町大字横溝44番地２、破産開始時の住所福岡県三潴郡大木町大字横溝755番地１
破産者　岡崎　由美（旧姓島・古賀）
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝332番地１、破産開始時の住所福岡県大川市向島1022番地８
破産者　辻　敬二郎
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
北海道旭川市豊岡６条１丁目シャルム６・１101号、住民票上の住所北海道旭川市高砂台７丁目10番12号
破産者　小笠原　誠
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３４号
北海道旭川市高砂台４丁目３番12号
破産者　田所　義弘
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５９号
北海道枝幸郡枝幸町北幸町1624番地34
破産者　小野寺喜博
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６３号
北海道旭川市東光10条３丁目３番31―1022号市住1022号
破産者　小森　直己
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部